

Q1 当病院は持分の定めのある社団医療法人です。医療法改正で来年3月31日までに定款変更認可申請が必要とのことですが、定款はどのように変更すればいいのでしょうか。なお、当病院は市から指定管理者として指定を受けて管理する病院等はありません。

A

ポイント

- (1) 改正医療法施行前に設立された全ての医療法人は、来年3月31日までに定款変更認可申請が必要ですが、変更事項は、①事業報告書等の作成・閲覧及び届出、②監事の職務、③社員総会の議長及び招集、④社員総会の成立、⑤公告、です。
- (2) また、強制ではありませんが(1)と同時に追加規定が勧められる事項として、①社員名簿の備え置きと必要な変更、②設立当時の財産目録の備え置き、③理事又は監事の1/5超が欠けた場合の補充、④社員総会の議長は社員として議決に参加不可、⑤医療人の解散・清算、⑥社員総会の開催時期、などがあげられています。

1. 医療法人が平成20年3月31日までに定款変更認可申請しなければならない事項

改正医療法が平成19年4月1日施行されましたが、改正法附則第9条（定款又は寄附行為の変更に関する経過措置）により、改正医療法施行日前に設立された持分の定めのある社団医療法人は、平成20年3月31日までに改正医療法施行に伴い必要となる下記(1)～(5)の事項の定款変更につき都道府県知事の認可を受けなければなりません。

持分の定めのある社団医療法人は「経過措置型医療法人」とされますが、経過措置が及ぶ範囲は次の「財産権」に係る部分だけであり、その他は改正医療法の適用を受けることになります。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

(1) **事業報告書等の作成、閲覧及び届出に関する規定の改正**・・・届出期限が2ヶ月から3ヶ月に延長、作成及び閲覧に関する規定の整備。対象は平成19年4月1日以後に始まる会計年度から。

第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

(2) **監事の職務に関する規定の改正**・・・監事の職務内容に関する規定の整備。監査報告書については、平成19年4月1日以後に始まる会計年度から。

第19条 4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
- (2) 本社の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

(3) **社員総会の議長に関する規定の改正**・・・社員総会で選任すると規定（従前は理事長）。

社員総会の招集に関する規定の改正・・・必要な定数が社員等の1/5と規定（従前は1/3）。

第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない

(4) **社員総会の成立に関する規定**・・・必要な定数を総社員の過半数と規定（従前1/2以上）

第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

(5) **公告に関する規定の改正**・・・民法で新たに官報と規定されたため（従前 新聞等）。

第36条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

2. 任意に上記1の変更と同時に規定の追加が勧められる事項

強制ではありませんが従前の定款例には定めがなかった部分等で、上記1の変更と同時に変更することが勧められている事項は下記のとおりです。

① 社員名簿の備え置きと必要な変更に関する規定の追加

第6条 2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

② 設立当時の財産目録の備え置きに関する規定の追加

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 設立当時の財産 | (4) 事業に伴う収入 |
| (2) 設立後寄附された金品 | (5) その他の収入 |
| (3) 諸種の資産から生ずる果実 | |

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

③ 理事又は監事の1/5超が欠けた場合の1ヶ月以内の補充に関する規定の追加

第18条 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

④ 社員総会の議長は社員として議決に参加不可とする規定の追加

第25条 2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

⑤ 医療法人の解散、清算に関する規定の追加

第32条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

⑥ 社員総会の開催時期の検討（例 3月決算の場合 3月（予算）、6月（決算））

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

なお、社団定款例の新旧対照表〔改正前〕モデル定款には、上記①～⑥該当部分以外にもいくつかの部分がありますが、それらについては各医療法人のおかれている状況や考え方によって変更するか従前のままとするかを決めればよいでしょう。

3. 定款変更案作成の進め方、提出書類及び申請期限

① 定款変更（案）作成に当たっては、各都道府県担当部署から（保健所経由）の「医療法改正に伴う定款変更について」の通知文書及び厚生労働省「医療法人のホームページ」に掲載されている社団医療法人定款例（新旧対照表、新旧定款例）等をもとにすすめていくことになるでしょう。

各都道府県のホームページにも定款変更に関する情報が掲載されているようです（北海道の場合、「医務薬務課のホームページ」）。また、解らないことは都道府県の担当部署（北海道の場合、道庁保健福祉部保健医療局医務薬務課医務グループ）に問い合わせるとよいでしょう。

② 北海道の場合、提出書類は、「定款変更認可申請書」に下記の書類を添付して保健所に提出することになっています（提出部数：正1部、副2部）。申請時期については、平成19年3月31日以前に始まる会計年度の決算届を保健所に提出後で、申請期限は来年3月31日迄です。

添付書類	チェック項目
①変更条項の 新旧対照表	○右上に「医療法人名」及び「法人番号」を記載 ○変更部分にアンダーラインを付す ○旧条文は現行定款から、新条文は新定款（案）から転記
②社員総会議 事録の写し	○総社員数、出席社員が記載され、総会成立が確認できる ○理事長の原本照合がある
③新旧定款	—

Q2 医療機関には一般会社と違った特有の税制があるとのことですが、その概要を教えてください。

A

ポイント

- (1) 代表格は概算経費による所得計算の特例ですが、医療機器等の特別償却があり、また、医療法人には留保金課税や特殊支配同族会社の損金不算入は適用されません。
- (2) 消費税は、社会保険診療報酬等非課税売上が多く、損税問題が発生しています。

(1) 社会保険診療報酬に係る所得計算の特例—— 医業を営む個人及び法人は、社会保険診療報酬が

措置法26条による特例経費の速算表

社会保険診療報酬額	経費率	加算額
2,500万円以下	72%	—
3,000 "	70 "	50万円
4,000 "	62 "	290 "
5,000 "	57 "	490 "

5,000万円以下であるときは、その社会保険診療報酬に係る経費として必要経費又は損金の額に算入する金額は、実額によらず、概算経費によることが認められています。したがって、この概算経費の金額が実際経費と比較して多い場合、選択すると有利になります。

(2) 医療用機器等の特別償却—— 青色申告書を提出する個人及び法人の病医院が事業の用に供した新品の医療機器等で、取得価額が500万円以上のものについては取得価額の14%の特別償却、療養病床等を介護老人保健施設等の特定施設とするために増築又は改築をした場合には、その基準取得価額（取得価額の50%）の15%の特別償却、一定の要件を満たした病医院の建替えをしたときは基準取得価額の15%の特別償却がそれぞれ認められています。

(3) 留保金課税の不適用—— 医療法人には、同族支配の法人が多いわけですが、いわゆる「同族会社」に該当しない特殊な法人〔医療法人には医療法54条で「剰余金配当の禁止規定」が設けられている〕であるため、同族会社の留保金課税の規定が適用されません。

(4) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用—— 医療法人は、株式会社、合資会社、合同会社といった「会社」ではないので、特殊支配同族会社にならず、この規定は適用されません。

(5) 特定医療法人の法人税率の特例—— 特定医療法人に対しては、資本金の大小に関係なく全ての所得に対し、一律22%の法人税率が課せられます。一般の医療法人の場合、普通法人と同様、30%（出資金1億円以下の法人の場合、年800万円までの所得については22%）の税率により法人税が課されますので、法人税・地方税の軽減により実効税率で10%程度軽減されます。

(6) 事業税—①社会保険診療報酬に係る

所得部分の非課税—— 個人病医院及び医療法人の社会保険診療報酬部分の所得の全額が非課税となっています。

②法人事業税の軽減税率

年間所得金額		税率	
超	以下	普通法人	医療法人
—	400万円	5%	5%
400万円	800万円	7.3%	6.6%
800万円	—	9.6%	

(7) 消費税—— 社会保険診療報酬等が非課税売上げの取扱いを受けるため、控除対象外の仕入税額が発生し、規模の大きい病院ほど患者に転嫁できず、自院で負担する消費税が増える損税問題が発生しています。

(8) 印紙税（業務上作成する受取書）、事業所税の非課税措置等